

JIS

産業車両－電気に関する要求事項

JIS D 6028 : 2019

(JIVA/JSA)

平成 31 年 4 月 25 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長 田 三 紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	槇 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：厚生労働大臣， 経済産業大臣 制定：平成 24.5.25 改正：平成 31.4.25

官 報 公 示：平成 31.4.25

原 案 作 成 者：一般社団法人日本産業車両協会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル TEL 03-3403-5556)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 危険源（ハザード）リスト	4
5 要求事項	5
5.1 バッテリー車の場合	5
5.2 エンジン式車両の場合	10
6 バッテリー車の検証	12
6.1 絶縁抵抗試験（全数試験）	12
6.2 型式試験	12
7 使用上の情報	16
7.1 バッテリー車の最小限の表示	16
7.2 充電場所	16
7.3 エンジン式車両の最小限の表示	17
附属書 JA（参考）型式試験の試験サイクルパターン	18
附属書 JB（参考）JIS と対応国際規格との対比表	21
解 説	24

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本産業車両協会（JIVA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS D 6028:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

産業車両—電気に関する要求事項

Industrial trucks—Electrical requirements

序文

この規格は、2008年に第1版として発行されたISO 20898を基とし、バッテリーコネクタの温度上昇試験の、バッテリーコネクタの定格電流に対して規定した接続ケーブルの断面積に適正でないものがあったため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

1 適用範囲

この規格は、ラフテレインフォークリフトトラック及び定格けん引力が20 kNまでのけん引車を含む自走式産業車両の設計及び製造時における電気に関する要求事項について規定する。この規格は、240 V以下の電圧のバッテリーを装備した車両に適用する。

なお、主電源付き車両に対する追加の要求事項は、**JIS B 9960-1**を参照する。

この規格は、次のものには適用しない。

- 潜在的に爆発の危険のある環境で使用する車両
- 電磁両立性に関する事項

この規格では、産業車両の製造に使用する材料については、**JIS B 9700**で規定する最新の全ての技術的原則を繰り返し規定しない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 20898:2008, Industrial trucks—Electrical requirements (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 9700 機械類の安全性—設計のための一般原則—リスクアセスメント及びリスク低減

注記 対応国際規格：**ISO 12100:2010**, Safety of machinery—General principles for design—Risk assessment and risk reduction

JIS B 9705-1 機械類の安全性—制御システムの安全関連部—第1部：設計のための一般原則

注記 対応国際規格：**ISO 13849-1**, Safety of machinery—Safety-related parts of control systems—Part 1: